

二本松市宅地開発指導要綱事前協議に係る必要書類一覧

平成29年4月1日作成

区分	No.	書類等の名称	書類提出有無	提出にあたっての注意事項
添付書類 (書面等)	1.	事前協議書	必須	指定様式で提出すること
	2.	開発事業計画概要書	必須	事業の概要、公共施設等の改廃について文書で明示
	3.	開発区域位置図 (1/50,000以上)	必須	
	4.	開発区域区域図 (1/2,500以上)	必須	開発区域を朱線で明示
	5.	土地の登記事項証明書	必須	
	6.	開発区域権利一覧表	開発区域に開発者以外の者の権利がある場合提出	
	7.	開発行為同意書	開発区域に開発者以外の者の権利がある場合提出	
	8.	公図の写	必須	開発区域を朱線で明示
	9.	資金計画書	必須	
	10.	公的金融機関の資金証明書又は預金残高証明書	開発目的が宅地分譲の場合提出	
	11.	工程表	必須	
	12.	雨水排水計算書	必須	原則として10年確率で計算すること
	13.	切土盛土計算書	切土高2m以上、盛土高1m以上となる部分がある場合提出	
	14.	構造計算書	鉄筋コンクリート擁壁、その他橋梁等の構造物を設置する場合提出	
	15.	地質調査書	原則必須	開発目的が宅地分譲以外の場合は添付省略可
	16.	立木伐採計画書	山林の伐採を伴う場合提出	
	17.	排水承諾書	農業用水路を利用する場合提出	
	18.	農地転用許可申請書	農地転用を伴う場合提出	
	19.	林地開発許可申請書	林地開発が伴う場合提出	
添付書類 (図面等)	20.	現況図 (1/2,500以上)	必須	
	21.	土地利用計画図 (1/1,000以上)	必須	
	22.	排水施設計画平面図 (1/500以上)	必須	土地計画図にまとめて図示しても可
	23.	排水施設構造図 (1/50以上)	必須	浄化槽を利用する場合は、浄化槽の構造図を提出
	24.	流末(接続先)水路構造図 (1/50以上)	必須	
	25.	給水施設計画平面図	市上水道又は簡易水道を利用する場合提出	土地計画図にまとめて図示しても可
	26.	下水道施設計画平面図	市下水道を利用する場合提出	土地計画図にまとめて図示しても可
	27.	下水道縦断面図	市下水道を利用する場合提出	
	28.	道路横断面図	道路の新設又は既存市道を改廃する場合提出	道路、幅員、構造別に表示すること
	29.	道路縦断面図	道路の新設又は既存市道を改廃する場合提出	
	30.	造成計画平面図 (1/1,000以上)	原則必須	切土高2m未満又は盛土高1m未満の場合は添付省略可
	31.	防災工事計画平面図	防災調整池、調整池、調節池又は沈砂地を設置する場合提出	
	32.	防災施設構造図	防災調整池、調整池、調節池又は沈砂地を設置する場合提出	
	33.	消防水利計画平面図	必須	区域図や土地計画図にまとめて図示しても可
	34.	求積図 (1/500以上)	必須	
	35.	予定建築物等の立面図 (1/100以上)	原則必須	建築物の規模等が未定の場合は添付省略可
	36.	予定建築物等の平面図 (1/100以上)	原則必須	建築物の規模等が未定の場合は添付省略可
	37.	その他の公共、公益施設計画平面図 (1/100以上)	公園、緑地等公共公益施設を新設する場合提出	

※1 提出書類は、原則として番号順に綴ること。

※2 変更協議を行う場合は、事前協議書(変更)及び計画変更に係る書面及び図面を提出すること。